

申請書（再資源化工程高度化計画）

令和 8 年 XX 月 XX 日

環境大臣 殿

申請者
 住所 : 東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号
 氏名又は名称 : 再資源化株式会社
 代表者の氏名 : 代表取締役 環境 太郎
 電話番号 : XXX-XXXX-XXXX

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 20 条に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

法人の場合、履歴事項全部証明書のとおり記載する。

法人の種類（株式会社、一般社団法人等）の振り仮名は記載しない。

1. 申請者に係る事項
 (法第 20 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	本籍 住 所	

(法人である場合)			
(ふりがな)※ 名 称	住 所	電話番号	(ふりがな) 代表者の氏名
さいしげんか 再資源化株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号	XXX-XXXX-XXXX	かんきょう たろう 環境 太郎
役員（申請者が法人である場合）			
別添 1 のとおり			
令第 10 条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本籍 住 所	
該当なし			

2. 再資源化の実施方法 (法第 20 条第 2 項第 4 号)	別紙 1 「再資源化の実施方法」 のとおり
-------------------------------------	-----------------------

3. 導入する設備 (法第 20 条第 2 項第 4 号)	施設の一覧等	別紙 2 「工程図及び処理施設一覧表」 のとおり
	導入する設備・装置の詳細	別紙 3 「設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設における導入設備・装置の一覧等」 のとおり

4. 再資源化事業の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標 (法第 11 条第 2 項第 4 号)	別紙 4 「指標の算出結果」 のとおり
------------------------------------------------------------------	---------------------

5. 再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設が一般廃棄物処理施設である場合にあつては廃棄物処理法第八条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項 (法第 20 条第 2 項第 5 号)	別紙 5-1 「廃棄物処理法第八条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項等」 のとおり
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------

6. 再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては廃棄物処理法第十五条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項 (法第20条第2項第5号)		別紙5-2「廃棄物処理法第十五条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項等」のとおり
7. その他省令で定める事項 (法第20条第2項第6号)	廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類	一般廃棄物 (プラスチック類) 産業廃棄物 (建設系廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類))
	廃棄物処理施設の処理能力	別紙5-1「廃棄物処理法第八条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項等」、別紙5-2「廃棄物処理法第十五条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項等」のとおり
	廃棄物処理施設の維持管理に関する次に掲げる事項	別紙6「設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」のとおり
	生活環境の保全上必要な条件に関する事項	別紙7「生活環境の保全上必要な条件に関する事項」のとおり
8. 申請者の能力等の証明 (法第20条第3項第3号他)		別紙8「誓約・保証書」のとおり
9. 本認定申請への該当性		別紙9-1「廃棄物処理施設の変更許可の該当性(一般廃棄物処理施設)」、別紙9-2「廃棄物処理施設の変更許可の該当性(産業廃棄物処理施設)」のとおり
【備考】		
<ul style="list-style-type: none"> 「1. 申請者に係る事項」において、申請者が法人である場合、法人の種類を表す部分も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 		
【担当者情報】		
<ul style="list-style-type: none"> 企業名：再資源化株式会社 氏名：山田 太郎 住所：東京都千代田区霞が関一丁目2番3号 所属：総務部企画課 連絡先：(TEL) XXX-XXXX-XXXX、(FAX) XXX-XXXX-XXXX、(Mail) XXXXXXX@XXXXXX.co.jp 		

一般廃棄物はなければ「なし」と記載する。
産業廃棄物は一般名称+20分類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくずおよび陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物性固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、以上の産業廃棄物を処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの(13号廃棄物))で記載する。

【別添1：役員の一覧】

法人の種類（株式会社、一般社団法人等）の振り仮名は記載しない。

1. 役員が所属する法人

(ふりがな)※ 名称	住 所	電話番号	(ふりがな) 代表者の氏名
さいしげんか 再資源化株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号	XXX-XXXX-XXXX	かんきょう たろう 環境 太郎

※法人の種類を表す部分も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

2. 役員の一覧

(ふりがな) 氏 名	役職名	生 年 月 日	本 籍 住 所
かんきょう たろう 環境 太郎	代表取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番地 東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番 3 号
かんきょう じろう 環境 次郎	取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	千葉県千葉市〇〇区 XXX〇丁目〇番地 東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番 3 号
かんきょう さぶろう 環境 三郎	取締役	平成 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXXXXXXX 東京都千代田区 XXXXXXXX
かんきょう はなこ(しげん はなこ) 環境 花子(資源 花子)	取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXXXXXXX 東京都千代田区 XXXXXXXX
すずき けいこ(きむ けいこ) 鈴木 敬子(金 敬子)	監査役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	韓国 東京都渋谷区 XXX 一丁目〇〇番〇〇号 〇〇マンション〇〇
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

【旧氏(旧姓)の使用について】
別添1の法人役員記載欄等、全頁で共通し個人の氏名を記載する際は、旧氏使用が可能である。
旧氏使用を希望する場合は、氏名欄に旧氏を併記(※)し、必要に応じ旧氏が記載された住民票の写しや登記事項
証明書等、公的な証明書類を添付すること。なお、旧氏のための単記は不可とする。
(※)「氏 名前(旧氏 名前)」とする。 記載例「環境花子(資源 花子)」

【別添 2：添付資料一覧】

申請者の区分	個人	
	法人	○
発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の有無	あり	
	なし	○
令第二条に規定する使用人	あり	
	なし	○
廃棄物処理法第十二条第九項に規定する事業者への該当	該当	○
	非該当	
廃棄物処理法施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第二号に掲げる者（第五十三条第四号において「優良産業廃棄物処分業者」という。）への該当	該当	○
	非該当	

※該当する項目に「○」を付けること

添付資料	資料番号	書面の有無
1. 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書（規則第 48 条第 1 号）	添付 1	○
2. 処理工程図（規則第 48 条第 2 号）	添付 2	○
3. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図（規則第 48 条第 3 号）	添付 3	○
4. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（規則第 48 条第 4 号）	添付 4	○
5. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（規則第 48 条第 5 号）	添付 5	○
6. （申請者が法人である場合）直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（規則第 48 条第 6 号）	添付 6	○
7. （申請者が個人である場合）資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（規則第 48 条第 7 号）	添付 7	
8. （申請者が法人である場合）定款及び登記事項証明書（規則第 48 条第 8 号）	添付 8	○
9. （申請者が個人である場合）住民票の写し（規則第 48 条第 9 号）	添付 9	※ 3
10. （申請者が法人である場合）役員の住民票の写し（規則第 48 条第 10 号）	添付 10	○ ※ 3
11. （申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるとき）これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）（規則第 48 条第 11 号）	添付 11	※ 3
12. （申請者に令第二条に規定する使用人がある場合）使用人の住民票の写し（規則第 48 条第 12 号）	添付 12	※ 3

資料番号	書類の具体例
添付 1	構造図及び設計計算書（処理能力計算書を含む）
添付 2	処理工程図
添付 3	付近の見取図
添付 4	廃棄物処理施設技術管理者認定講習会の修了証等（※）
添付 5	資金計画書等
添付 6	貸借対照表及び損益計算書（直近 3 年分） 納税証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
添付 7	資産に関する調査 確定申告書（直近 3 年分） 納税証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
添付 8	定款（申請日から 3 ヶ月以内に原本証明されたものに限る。） 登記事項証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
添付 9	住民票の写し（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）（※）
添付 10	役員の住民票（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）（※）
添付 11	住民票の写し（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。） 登記事項証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
添付 12	政令使用人の住民票（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）（※）
添付 13	別紙 4 に記載された指標の算出根拠を示す資料
添付 14	役員の住民票（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）（※） 政令使用人の住民票（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）（※）
添付 15	最新の施設許可証
添付 16	最新の施設許可証（優良表示付き）
添付 17	多量排出事業者として提出している処理計画書の写し

（※）申請者が産業廃棄物中間処理業者の場合、最新の産業廃棄物処分の許可証の添付をもって代えることができる。

添付資料	資料番号	書面の有無
13. 法第二十条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類 (規則第 48 条第 13 号)	添付 13	○
14. 申請者が法第二十条第三項第六号イからへまでのいずれにも該当しないことを証する書類 (規則第 48 条第 14 号)	添付 14	○ ※ 3
15. 再資源化工程高度化計画に記載された廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていることを証する書類 (規則第 48 条第 15 号)	添付 15	○
16. (申請者が、廃棄物処理法施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の十一第二号に掲げる者(第五十三条第四号において「優良産業廃棄物処分業者」という。)である場合)そのことを証する書類 (規則第 48 条第 16 号)	添付 16	○
17. (再資源化工程高度化計画に係る廃棄物の処分について、申請者が排出した廃棄物を自ら処分する場合であって、かつ、申請者が廃棄物処理法第十二条第九項に規定する事業者である場合)同項に規定する計画の写し (規則第 48 条第 17 号)	添付 17	

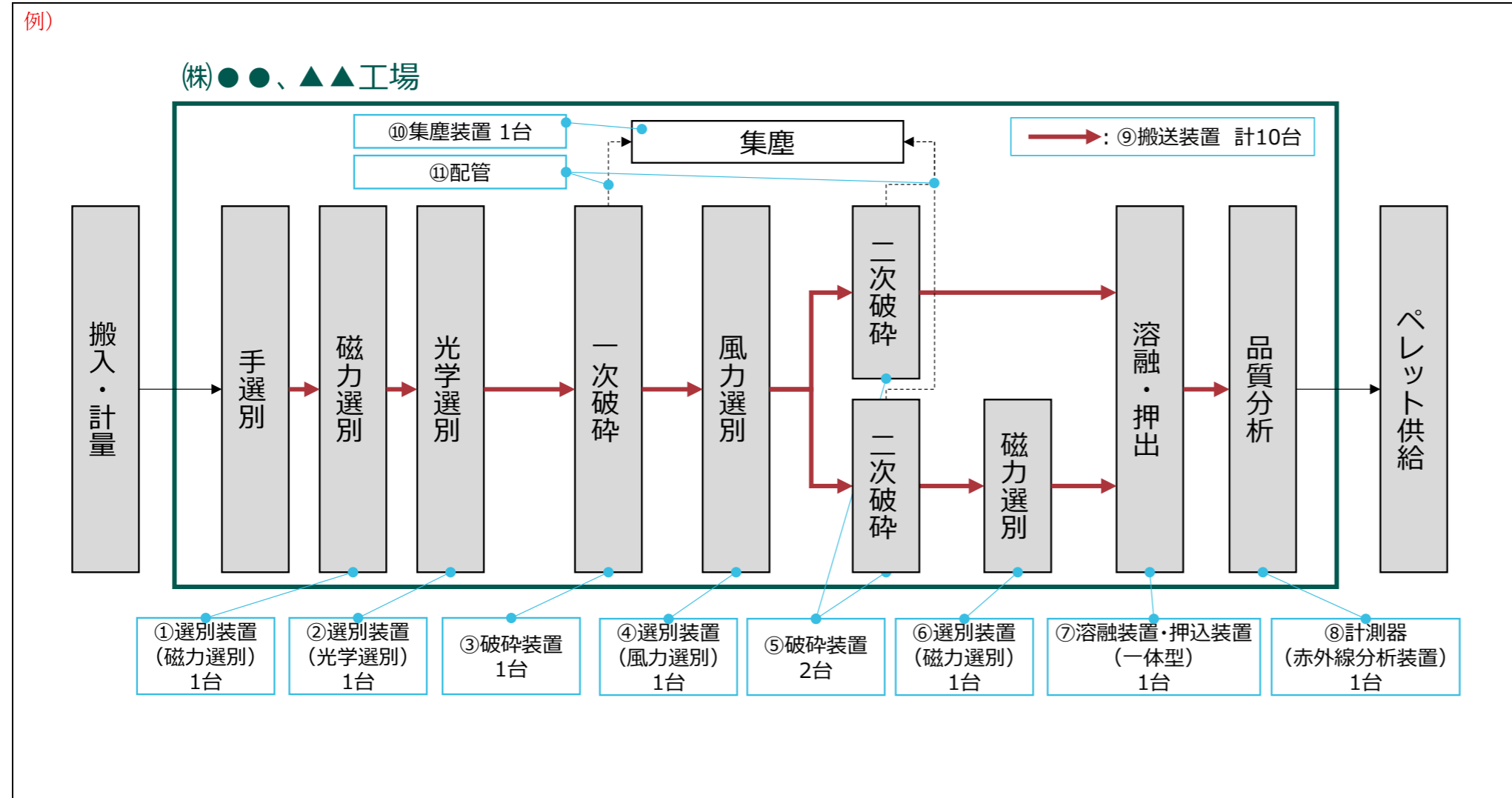
※ 1 : 添付した項目に「○」を付けること

※ 2 : 直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、規則第四十八条第一項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。(根拠:規則第 48 条第 2 項)

※ 3 : 環境大臣は、申請者が廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(廃棄物処理法施行規則第三条第七項(廃棄物処理法施行規則第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)、第九条の二第八項(廃棄物処理法施行規則第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。)、第十条の四第七項(廃棄物処理法施行規則第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。))及び第十一条第八項(廃棄物処理法施行規則第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。))の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号から第十二号及び十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。(根拠:規則第 48 条第 3 項)

再資源化の実施方法

<処理フロー図>



廃棄物の収集から再資源化などを行う最終処分施設及び再資源化により得られた物の利用までの、一連の再資源化の流れと委託の流れについてのフロー図及び必要事項（機器名称、機器の台数、工場の構成機器範囲等）を記入する。

(別紙1・補足資料)計画の概要

申請者	氏名又は名称	再資源化株式会社						
	住所	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号						
事業内容	事業を実施する区域	千葉県柏市						
	計画で取り扱う廃棄物の種類と性状	一般廃棄物(プラスチック類) 産業廃棄物(建設系廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)) 固形状						
	処分拠点の名称及び住所	再資源化株式会社 関東リサイクル工場	千葉県柏市〇〇1234番地					
	再資源化により得られる再生材の種類	例:再生プラスチックペレット						
資源化事業の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標								
		令和8年度 計画値	令和9年度 計画値	令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 事業目標年度
廃棄物の処分量 [トン]		7,000	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650
指標	温室効果ガスの削減効果 [kg-CO2e/トン]	設備導入	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少
処理プロセスの概要	(自由記述)							
	<ol style="list-style-type: none"> 1.排出事業者から搬入された廃棄物を計量し処分前保管場所に保管する。 2.手選別を行い異物や処理困難物を取り除く。 3.磁力選別装置に投入し金属類とプラスチック類に選別する。 4.光学選別装置に投入しプラスチックの種類ごとに選別する。 5.一次破碎装置に投入し150mm角程度に粗く破碎する。 6.風力選別装置に投入し選別する。 7.二次破碎装置に投入し再生可能なサイズに破碎する。 8.磁力選別装置に投入し金属異物を除去する。 9.熔融装置・押出装置に投入し、ペレットを成形する。 10.赤外線分析装置にて品質分析する。 11.ペレットを供給先に売却する。 							
認定に係る変更の内容	変更前	(自由記述) 一次破碎装置 AA-1000 32.0t/日 (8時間)						
	変更後	(自由記述) 一次破碎装置 CD-1500 40.0t/日 (8時間)						

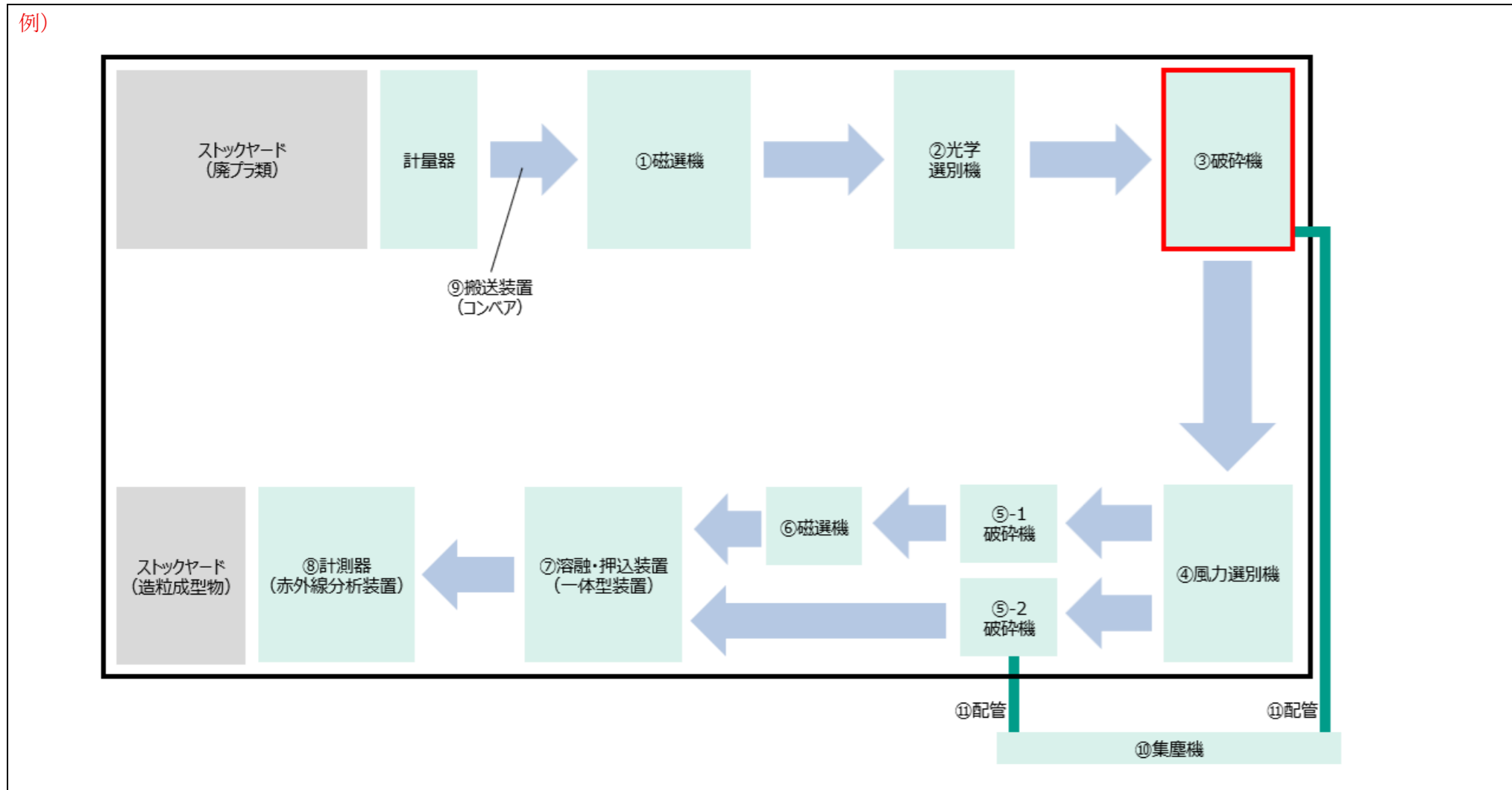
「認定の前後で変更になる部分(施設の種類、処理方式、処理能力、設置場所、生活環境保全上の支障防止対策等)について簡潔に記載」

3. 処理施設一覧表

処理施設 No.	処理施設の場所	処理対象の廃棄物	施設の種類	処理能力	型番 処理方式	施設設置 許可番号	本計画の 対象施設 (該当施設に○)
1	千葉県柏市〇〇1 2 3 4 番地	一般廃棄物 (プラスチック類) 産業廃棄物 (廃プラスチック類)	廃掃法施行令第5条： ごみ処理施設 廃掃法施行令第7条第7号： 廃プラスチック類の破碎施設	40.0 t/日 (8時間)	CD-1500 二軸破碎	XXXXXX XXXXXX	○
2	千葉県柏市〇〇1 2 3 4 番地	産業廃棄物 (廃プラスチック類)	廃プラスチック類の破碎施設	20.0 t/日 (8時間)	XX	XX	
3	千葉県柏市〇〇1 2 3 4 番地	産業廃棄物 (廃プラスチック類)	廃プラスチック類の破碎施設	20.0t/日 (8時間)	XX	XX	
4							

設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設における導入設備・装置の一覧等

1. 配置設計図



- ・本計画で設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設図全体配置図および導入する設備を記載する。
- ・導入する設備がわかるように記載する。
- ・導入する設備が複数ある場合あり、複数の施設に導入する場合は、施設ごとに本紙を作成する。

2. 導入設備・装置

<作成上の注意点>

※記載内容は、「1.配置設計図」、添付1「当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書」、添付2「処理工程図」、添付3「当該廃棄物処理施設の付近の見取図」と整合させること。

処理施設 No.	1		施設名※1	関東リサイクル工場		
施設所有者の氏名又は名称	再資源化株式会社		処理施設の場所	千葉県柏市〇〇1234番地		
施設種類	廃プラスチック類の破碎施設		処理能力	80.0トン/日		
設備 No.	設備の種類	本計画の対象設備 (該当設備に○)	導入予定			
			導入前		導入後 (変更のある設備のみ記載)	
			メーカー・型番	数量	メーカー・型番	数量
①	選別装置 (磁力選別機)		(株)XX、XX-XX	1		
②	選別装置 (光学選別機)		(株)XX、XX-XX	1		
③	破碎装置	○	(有)A工業、AA-1000	1	(株)B機械工業、CD-1500	1
④	選別装置 (風力選別機)		(株)XX、XX-XX	1		
⑤	破碎装置		(株)XX、XX-XX	2		
⑥	選別装置 (磁力選別機)		(株)XX、XX-XX	1		
⑦	熔融装置・押込装置		(株)XX、XX-XX	1		
⑧	計測器 (赤外線分析装置)		(株)XX、XX-XX	1		
⑨	搬送装置		(株)XX、XX-XX	9		
⑩	集塵装置		(株)XX、XX-XX	1		
⑪	配管		(株)XX、〇〇mダクト配管	5		
…	…		…	…		

※：対象設備が複数の施設にまたがる場合は施設ごとに本表を作成すること。

指標の算出結果

		事業シナリオ						基準シナリオ	備考	
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度			令和 14 年度
		(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)			事業目標年度
温室効果ガスの削減効果	温室効果ガス排出量 [kgCO ₂ e/トン]	7,000	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650	7,000	
	基準シナリオとの比較※	—	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少	5.0% 減少		
操業に関する備考		設備導入								

※ (計画値) については、事業目標年度までに向けた参考値

※各数値の根拠については添付 13 参照

添付 13 との整合に留意しつつ、指標の算出結果について記載する。

廃棄物処理法第8条第2項第2号、第3号及び第6号に掲げる事項等

<作成上の注意点>

※本事業計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに本紙を作成すること。

- ・認定を受けようとする施設について必要事項（設置の場所、施設の種類、施設配置、構造概要、主要設備、処理工程）を記載する。
- ・本計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに作成する。

施設所有者の氏名又は名称	再資源化株式会社			
法人番号	XXXXXXXXXXXXXX			
施設名称	再資源化株式会社 柏工場			
処理施設の設置の場所	千葉県柏市〇〇1234番地			
処理施設の種類	ごみ処理施設：プラスチック類の破碎施設			
処理施設において処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類			
処理施設の処理能力	40.0t/日（8時間）			
位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	処理施設の位置	施設配置図のとおり		
	処理施設の処理方法	横型2軸破碎		
	処理施設の構造及び設備	受入設備、処分のための保管設備、処理施設		
	処理に伴い生ずる排ガスの量及び処理方法	排ガスの量		
		排ガスの処理方法		
		煙突の状況	煙突の数	本
		煙突の位置	煙突の高さ	m
	処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法	排水の量		
		排水の処理方法		
		放流口の位置		
		放流先の概要		
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガスの性状		
		放流水の水質		
		その他	騒音 70dB以下 振動 65 dB以下	
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずる。			

廃棄物処理法第15条第2項第2号、第3号及び第6号に掲げる事項等

<作成上の注意点>

※本事業計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに本紙を作成すること。

- ・認定を受けようとする施設について必要事項（設置の場所、施設の種類、施設配置、構造概要、主要設備、処理工程）を記載する。
- ・本計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに作成する。

施設所有者の氏名又は名称	再資源化株式会社			
法人番号	XXXXXXXXXXXXXX			
施設名称	再資源化株式会社 柏工場			
処理施設の設置の場所	千葉県柏市〇〇1234番地			
処理施設の種類	中間処理施設：廃プラスチック類の破碎施設			
処理施設において処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類			
処理施設の処理能力	40.0t/日（8時間）			
位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	処理施設の位置	施設配置図のとおり		
	処理施設の処理方法	横型2軸破碎		
	処理施設の構造及び設備	受入設備、処分のための保管設備、処理施設		
	処理に伴い生ずる排ガスの量及び処理方法	排ガスの量		
		排ガスの処理方法		
		煙突の状況	煙突の数	本
		煙突の位置	煙突の高さ	m
	処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法	排水の量		
		排水の処理方法		
		放流口の位置		
		放流先の概要		
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガスの性状		
		放流水の水質		
		その他	騒音 70dB以下 振動 65 dB以下	
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずる。			

別紙6

設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

- ・新たに設備の導入を行おうとする廃棄物処理施設の維持管理に関する計画について必要事項を記載する。
- ・本計画の対象となる廃棄物処理施設が複数ある場合には、処理施設ごとに作成する。
- ・騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、当該事項を記載する。

施設所有者の氏名又は名称	再資源化株式会社			
法人番号	XXXXXXXXXXXXXX			
事業所名称	再資源化株式会社 柏工場			
処理施設の所在地	千葉県柏市〇〇1234番地			
維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	ばいじん [g/Nm ³]			
	硫黄酸化物 [Nm ³ /h]			
	窒素酸化物 [cm ³ /Nm ³]			
	塩化水素 [mg/Nm ³]			
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³]			
	水銀 [μg/Nm ³]			
	放流水の水質	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	水素イオン濃度 [pH]			
	生物化学的酸素要求量(BOD) [mg/L]			
	化学的酸素要求量(COD) [mg/L]			
	浮遊物質(SS) [mg/L]			
	その他※			
	騒音	70 dB	70 dB	1回/年
	振動	65 dB	65 dB	1回/年
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	測定箇所は別紙図面のとおりに記載			
その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な処置を講ずる。			

※本事業計画に廃棄物処理施設を有する事業所が複数ある場合には、事業所ごとに本紙を作成すること。

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

※騒音、振動について、稼働時間帯で維持管理基準値等が変動する場合は、時間帯別に記載すること。

生活環境の保全上必要な条件に関する事項

<作成上の注意点>

※廃棄物処理法第8条の2第4項(廃棄物処理法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第8条第1項の許可(廃棄物処理法第9条第2項において準用する場合にあつては、廃棄物処理法第9条第1項の許可)に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容を記載すること。

※廃棄物処理法第15条の2第4項(廃棄物処理法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第15条第1項の許可(廃棄物処理法第15条の2の6第2項において準用する場合にあつては、廃棄物処理法第15条の2の6第1項の許可)に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容を記載すること。

条件の有無	条件なし
付されている条件	(自由記述)
対応の内容	(自由記述)

・当該施設について、許可に際して条件が付されている場合は、その条件の内容と、その条件に対してどのように対応しているかを記載する。

(具体的な措置の内容の例)

- ・付されている条件：騒音対策として防音壁設置
- ・対応の内容：許可条件として防音壁の設置が求められているため、敷地境界に高さ〇mの防音壁を設置し、定期的に騒音測定を実施している。

誓約・保証書

申請者が 1～5 までの各要件に適合している旨を誓約する。

再資源化株式会社 は、申請にあたり、下記を誓約・保証します。

1. 当該申請の内容が、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 51 条で定める技術上の基準に適合していること。
2. 当該申請に関する廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則第 52 条で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
3. 申請者の能力が、当該申請に係る再資源化工程の高度化を適確に行うに足りるものとして規則第 53 各号で定める基準に適合するものであること。
4. 申請者が資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）第 20 条第 3 項第 6 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
5. 上記のいずれかを満たさなくなった場合は、その旨を環境大臣に遅滞なく報告すること。

住所 : 東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号
氏名又は名称 : 再資源化株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役 環境 太郎
(申請者が法人の場合に記入)

- ・申請者が法人の場合は、住所・社名・役職・代表者名を記入
- ・個人の場合、住所・名前のみを記入

廃棄物処理施設の変更許可の該当性（一般廃棄物処理施設の場合）

<根拠となる条項>

（許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更）
 第五条の二 法第九条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

<該当性の確認結果>

条文	該当の有無	理由
一 法第八条第二項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第九条第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの	有	破砕機を AA-1000 から CD-1500 に変更するため、当該条項に該当詳細は別紙処理能力計算書●-1 および●-2 のとおり
二 第三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更 ※第三条 法第八条第二項の申請書（以下この条において「申請書」という。）に同項第六号の一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。 一 一般廃棄物処理施設の位置 二 一般廃棄物処理施設の処理方式	有	一般廃棄物処理施設の位置を別紙●-1 から別紙●-2 へ変更するため、当該条項に該当
三 第三条第一項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、次のイからホまでに掲げる一般廃棄物処理施設の種類に応じ、当該イからホまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの ※五 設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量（以下「ばい煙量」という。）及び同項に規定するばい煙濃度（以下「ばい煙濃度」という。）並びにダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		

・廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設の場合）の変更許可の該当性について、各条文の該当の有無及び理由を記載する。

条文	該当の有無	理由
イ 焼却施設 燃焼室	無	
ロ 高速堆肥化処理施設 発酵 ^{ソウ} 槽	無	
ハ 破碎施設 破碎機	有	破碎機を AA-1000 から CD-1500 に変更するため、当該条項に該当詳細は別紙●-1 および●-2 のとおり
ニ し尿処理施設 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備、湿式酸化処理設備、活性汚泥法処理設備又は生物化学的脱窒素処理設備	無	
ホ 最終処分場 遮水層又は擁壁若しくはえん堤	無	
四 第三条第一項第四号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。） ※四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	無	
五 第三条第二項各号に掲げる事項に係る変更（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に掲げる測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。） ※2 申請書に法第八条第二項第七号の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 三 その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	無	

廃棄物処理施設の変更許可の該当性（産業廃棄物処理施設の場合）

<根拠となる条項>

（許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更）
 第十二条の八 法第十五条の二の六第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

<該当性の確認結果>

条文	該当の有無	理由
一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの	有	破砕機を AA-1000 から CD-1500 に変更するため、当該条項に該当詳細は別紙●-1 および●-2 のとおり
二 第十一条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更 ※第十一条 前項の申請書に法第十五条第二項第六号の産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。 一 産業廃棄物処理施設の位置 二 産業廃棄物処理施設の処理方式	有	産業廃棄物処理施設の位置を変更するため、当該条項に該当詳細は別紙●-1 および●-2 のとおり
三 第十一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、次のイからヨまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種別に応じ、当該イからヨまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの ※五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
イ 令第七条第一号に掲げる施設 脱水機	無	
ロ 令第七条第二号に掲げる施設 乾燥設備	無	

・廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設の場合）の変更許可の該当性について、各条文の該当の有無及び理由を記載する。

条文	該当の有無	理由
ハ 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設 燃烧室	無	
ニ 令第七条第四号に掲げる施設 油水分離設備	無	
ホ 令第七条第六号に掲げる施設 中和槽そう	無	
ヘ 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設 破砕機	有	廃プラスチック類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるものであるため、当該条項に該当
ト 令第七条第九号に掲げる施設 混練設備	無	
チ 令第七条第十号に掲げる施設 ばい焼室	無	
リ 令第七条第十一号に掲げる施設 熱分解設備又は分解槽そう	無	
ヌ 令第七条第十一号の二に掲げる施設 熔融炉又は破砕設備	無	
ル 令第七条第十二号の二に掲げる施設 反応設備	無	
ヲ 令第七条第十三号に掲げる施設 洗淨設備又は分離設備	無	
ワ～ヨ (略)	無	
四 第十一条第二項第四号に掲げる事項に係る変更 (排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。) ※四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	無	

条文	該当の有無	理由
<p>五 <u>第十一条第三項各号</u>に掲げる事項に係る変更 (第十一条第三項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に掲げる測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。)</p> <p>※3 第一項の申請書に法第十五条第二項第七号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</p> <p>二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>三 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</p>	無	